

建築工事費投入調査票〔非木造(A)、非木造(B)、木造〕 記入要領

1. 調査票の記入にあたっては、**黒の鉛筆または黒のボールペン**を使用してください。
また、**インターネット**を利用した**オンライン調査票**も準備しております。できるだけ**オンライン調査票**をご利用ください。

《オンライン調査票について》

調査票の様式を下記ホームページよりダウンロードいただき、データを入力のうえ、電子メールにて返信してください。

◆調査票ダウンロード用ホームページ：

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/sosei_jouhouka_tk4_000007.html

〔検索サイトで「令和2年産業連関構造調査（建築工事費投入調査）」と検索ください。〕

★ダウンロード後、調査票ファイルを開く際にはパスワードの入力が必要です。パスワードは、同封の返信用封筒（薄緑色の封筒）の左上に印刷されている『料金受取人払郵便の「承認番号（4桁の半角数字）」』となります。

◆返信専用 E-mail アドレス：

hqt-siot-ken-tou@gxb.mlit.go.jp

2. 後日、調査票の記入内容について問い合わせさせていただく場合もございますので、**記入済の調査票の写しを保管**しておいてください。
3. 郵送の際に使用する返信用の封筒は、調査票5部につき1枚の割合で封入しております。返信用の封筒が複数ある場合は、記入の終わった調査票から、順次、返送いただいても構いません。
4. 調査票1ページ「4. 調査対象工事」欄について

非木造（A）調査票

- (1) 調査対象工事は、「**公共非木造建築工事および受注金額5億円以上の民間非木造建築工事**」です。
各欄はあらかじめ印字されていますが、貴社から国土交通省に提出されました「**建設工事受注動態統計調査**」で回答された工事から任意抽出（注1）されたものです。内容に追加・訂正がある場合は、各欄の余白に適切な内容を記入してください。
〔この欄に記載の「**請負契約額**」は税込み金額（単位：百万円）となっています。〕

（注1）統計法第32条の規定に基づく「建設工事受注動態統計調査」の調査票情報の2次利用申請を行い、許可を得て本調査を実施しています。調査票に記載された情報は、統計調査のみに使用され、それ以外の目的で利用されることはありません。

- (2) 未着工・中止等で、実際に施工していない場合は、調査票右上にある〔**整理番号**〕欄の下の余白に、「未着工」、「中止」など記入し、返送（返信）してください。

(3) 本調査は、元請工事のみ対象となっています。(元請として設備工事のみを受注した場合も調査対象となります。) 万一、該当工事が元請工事でない場合は、調査票右上にある「整理番号」欄の下の余白に、「下請工事」など記入し、返送（返信）してください。

(4) 記入にあたっては、次の点に留意のうえ、記入してください。

- ・貴社が下請工事として発注したものがあれば、その分も全て含めて記入してください。
- ・J V工事の場合、他社の持ち分を含めて全体の金額を記入してください。

非木造（B）調査票

(1) 調査対象工事は、「受注金額 5 億円未満の民間非木造建築工事」です。国土交通省の統計調査「建設工事受注動態統計調査」に回答された事業所に対して、令和 2 年に受注された受注金額 5 億円未満の指定された「構造・用途」を満たす適当な工事を選定してください。

(2) 本調査は、元請工事のみ対象となっています。万一、元請工事として(1)の条件を満たす工事の受注が無かった場合は、調査票に記載の問い合わせ先まで連絡ください。

木 造 調査票

(1) 調査対象工事は、「受注金額 1 千万円以上の木造建築工事」です。令和 2 年に受注された受注金額 1 千万円以上の木造で、指定された「用途」を満たす適当な工事を選定してください。

(2) 本調査は、元請工事のみ対象となっています。万一、元請工事として(1)の条件を満たす工事の受注が無かった場合は、調査票に記載の問い合わせ先まで連絡ください。

5. 調査票 2 ページ「6. 工事内容」欄について

非木造（B）調査票

(1) 「請負契約額」は消費税抜きの金額を記入してください。なお、J V工事の場合は、他社の持ち分を含めて全体の金額を記入してください。

木 造 調査票

(1) 「請負契約額」は消費税抜きの金額を記入してください。

6. 調査票 2 ページ「8. 工事費」欄について

共 通

(1) 金額記入欄には、消費税抜きの金額を記入してください。

(2) **金額単位**は「千円」です。千円未満は四捨五入して記入してください。
(該当の無い場合は、空欄としてください。)

(3) 調査票には実績額を記入してください。調査対象工事が未完了のため工事費が未確定の場合は、見積時の金額を記入してください。

(4) 外注費については、各種目（科目）に分解して、貴社で記入してください。

非木造（A）、非木造（B）調査票

(1) J V工事の場合は、他社の持ち分を含めて全体の金額を記入してください。

7. 「8－2. 設備工事費」欄について

（非木造（A）、非木造（B）；調査票 6～7 ページ、木造；調査票 5～6 ページ）

共 通

(1) 「設計上の有無」、「設計上「有」の場合の請負範囲」によって、記入内容が異なりますので、調査票に記載の「＜記入の仕方＞」を確認のうえ、金額（または割合）を記入してください。記入例は次のとおりです。

＜記入例＞

科 目 / 小科目	貴社の請負額						割 合 (%)	設計上の有無	設計上「有」の場合の請負範囲
	十 億	千 万	百 万	十 万	千 円	円			
1. 電気			6	6	0	0	1 0 0	1. 有 2. 無	1. 全部請負 2. 一部請負 3. 全部別途
①受変電・電力引込			2	1	0	0		＜記入の仕方＞ ・全部請負の場合：左欄の「科目」・「小科目」を記入してください。 ・一部請負の場合：左欄の「科目のみ」記入してください。 ・設計が無い場合・全部別途の場合：左欄の科目・小科目の記入に必要はありません。 割合で記載する場合、 ⑫上記以外の電気設備 258千円に対する割合を 記載するので、 138/258 ≠ 53% 58/258 ≠ 22% (注) 金額を記入いただいた場合は、 割合を記入する必要はありません。	⑫上記以外の電気設備の内数を 記入してください。
②幹線・動力			2	0	0	0			
③電灯コンセント			6	4	3				
④照明器具			1	2	5	7			
⑤電話・電話配管・IT設備					3	8			
⑥テレビ共聴			1	8	4				
⑦インターホン・拡声									
⑧防災			1	2	0				
⑨避雷針									
⑩蓄電池									
⑪屋外施設の電気設備 (外灯・門灯)									
⑫上記以外の電気設備			2	5	8				
「上記以外の電気設備」のうち、主なものを以下に記入してください。									
設備 内容	(〇〇〇〇〇)			1	3	8	(5 3)		
	(×××××)				5	8	(2 2)		
2. 空調			4	2	8	0	1 0 0	1. 有 2. 無	1. 全部請負 2. 一部請負 3. 全部別途
①空調機器								一部請負の場合は、 科目(2. 空調)の金額のみ 記入してください。	
②ダクト									
③空調配管									
④自動制御									
⑤換気									
⑥床暖房									
⑦上記以外の空調設備									
3. 衛生							1 0 0	1. 有 2. 無	1. 全部請負 2. 一部請負 3. 全部別途
①給水									
②給湯									
③排水通気									
④衛生器具									
⑤消火									
⑥ガス									
⑦厨房機器									
⑧浄化槽									
⑨貯水槽									
⑩上記以外の衛生設備									

8. 調査票の記入にあたってご不明な点は、下記に問い合わせください。

(1) 調査の趣旨・目的等について

国土交通省総合政策局 情報政策課 建設経済統計調査室 統計企画第1係

(TEL:03-5253-8111 内線28-633)

(2) 調査票の記入方法等の具体的事項について

国土交通省令和3年投入調査事務局 (株式会社CCNグループ)

(TEL:03-6262-9536 / E-mail: r3-io@ccn-g.co.jp)

9. 調査票の回答期限は、令和4年2月28日(月)までとなります。回答期限までにご協力をお願いします。